

障 第 4250 号
平成 30 年 3 月 8 日

各障害児入所施設設置者 様
各障害児通所支援事業所設置者 様

佐賀県健康福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

児童指導員の資格について (通知)

標記については、佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例 (平成 24 年佐賀県条例第 20 号) 第 12 条第 2 項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和 23 年厚生省令 63 号) 第 43 条第 1 項各号に該当する者としていますが、このうち第 9 号及び第 10 号について、今後下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

- 1 「学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの」(第 9 号) の取扱い
→ 教育職員免許法上の教員免許を有する者 (効力は問わない) は、児童指導員に該当する取扱いとする。
- 2 「3 年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの」(第 10 号) の取扱い
→ 3 年以上児童福祉事業の相談支援業務又は直接支援業務に従事した者は、児童指導員に該当する取扱いとする。

施設担当

TEL : 0952 - 25 - 7064

メール : shougaifukushi@pref.saga.lg.jp